

答 申 書

平成18年10月26日

飯塚市行財政改革推進委員会

飯塚市行財政改革大綱

（答申）

平成18年10月

飯塚市行財政改革推進委員会



平成18年10月26日

飯塚市長 齊藤守史様

飯塚市行財政改革推進委員会
委員長 上野経世

飯塚市行財政改革大綱の策定について（答申）

飯塚市行財政改革推進委員会では、平成18年8月3日に飯塚市長から諮問を受けた飯塚市行財政改革大綱について、6回にわたり審議を行い、この度、審議結果がまとまりましたので、別添のとおり答申いたします。

目 次

	ページ
策定の趣旨	1
飯塚市の財政状況	
1 財政の危機的状況	
(1) 財政構造の実態	2
(2) 市町村合併前の財源不足予想額	3
(3) 予想を超える財源不足が生じた主な要因	3
行財政改革の基本的考え方	
1 行財政改革の必要性	4
2 大綱に基づく実施計画及び集中改革プランの策定並びに計画期間	
(1) 大綱に基づく実施計画及び集中改革プランの策定	7
(2) 計画期間	7
3 数値目標	7
4 計画の推進体制と公表	7
基本理念	7
基本方針	8
推進項目	
1 行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立	
(1) 財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進	8
(2) 民間委託等による民間活力の活用	10
(3) 公共施設の統合整理及び有効活用等	11
(4) 地方公営企業の経営健全化	12
(5) 外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクターなど。）の経営の健全化	12
2 地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保	
(1) 地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性・ 均衡ある発展の確保	13
3 市民の視点に立った行政サービスの推進	
(1) 便利でわかりやすいサービスの提供	13
4 市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築	
(1) 人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進	14
(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進	14
5 分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立	
(1) 時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築	15
(2) 組織のフラット化と庁内分権の推進	16
(3) 定員管理及び給与の適正化	16
(4) 職員の意識改革と人材育成	16
資料：平成18年度一般会計予算	18

策定の趣旨

旧飯塚市、旧穂波町、旧筑穂町、旧庄内町、旧穎田町の1市4町では、地方分権時代に対応した自主・自立したまちづくりを展開するため、また、行財政基盤の強化を図るため、市町合併の道を選択し、平成18年3月26日に人口約13万3千人の新生「飯塚市」が誕生しました。

しかしながら、職員削減、事務事業の効率化、施設の統廃合など合併したことにより自治体の規模が大きくなることに伴う効果(スケールメリット)はすぐに現れるものは少なく、国の三位一体の改革(*1)による地方交付税の大幅削減などにより、平成18年度の予算では大幅な財政収支の不均衡が生じ、市の貯金にあたる財政調整基金など約52億円を取り崩した中で収支のバランスをとっています。このため、残りの基金は財政調整基金1億6千万円、減債基金8億4千万円となっており、このままでは来年度の予算編成ができない危機的な状況となっています。

また、市の借金にあたる地方債残高は約642億円(平成17年度決算見込み)で市民一人あたり47.9万円となっており、この返済も財政を圧迫している要因となっています。累積赤字が一定の割合になると(約56億円程度)民間企業でいえば破産状態である財政再建団体の指定を受けなければ、地方債の発行が許可されず、指定を受けると、行財政運営は国の管理下に置かれ、独自のまちづくりができない状態になります。

本市の平成17年度決算見込みでは、財政の弾力性を示す経常収支比率は101.8%となり、これを一般の家庭に置き換えると、年間収入が500万円である家庭が、家賃、食費、光熱水費、教育費などの必要経費だけで500万円を超え、貯金を取り崩し、残りはほとんどない状態となっています。

このような市財政の危機的な状況を打開し、行財政改革を進めていくためには、市職員が自ら汗を流すことはもちろんのことですが、合併協議で決まったことの見直しや一時凍結、また、市民の皆さんの生活に身近な行政サービスについても縮小、廃止、選択などの検討を行う必要もあることから、行政と市民の皆さんがともに痛みを分かち合う改革になることが予想されます。

しかしながら、行財政改革は最終目的ではありません。筑豊地区の中核都市としての役割を果たしながら、将来にわたり安定し、充実した「飯塚市」を目指すための手段であることを市民の皆さんに理解していただくことが最も重要な課題となっています。

以上の危機的な財政状況を踏まえて、市民との協働によって地方分権時代に対応できる自主・自立したまちづくりを推進するため、市民の皆さんにはこれまで以上に積極的に情報を公開し、意見等を聴きながら安定した行財政基盤の早期確立を図ることを目的として、飯塚市の行財政改革の基本的な指針となる「飯塚市行財政改革大綱」を策定するものです。

* 1 『三位一体の改革』 地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な住民サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うものです。

飯塚市の財政状況

1 財政の危機的状況

(1) 財政構造の実態

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定するこの比率は、その数値が低いほど、一般財源に余裕があることを意味していますが、飯塚市における平成17年度決算では101.8%となり、さらに財政の硬直化が進み、もはや、建設事業等の投資的事業や政策的事業に活用できる財源がないことを示しています。

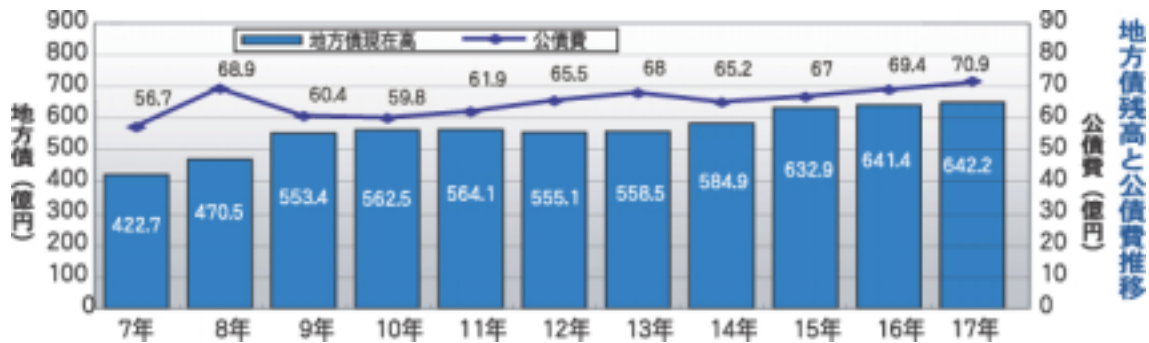
【参考】平成17年度 101.8%（全国平均90.2%、県内平均93.7%）



普通会計における地方債残高と公債費

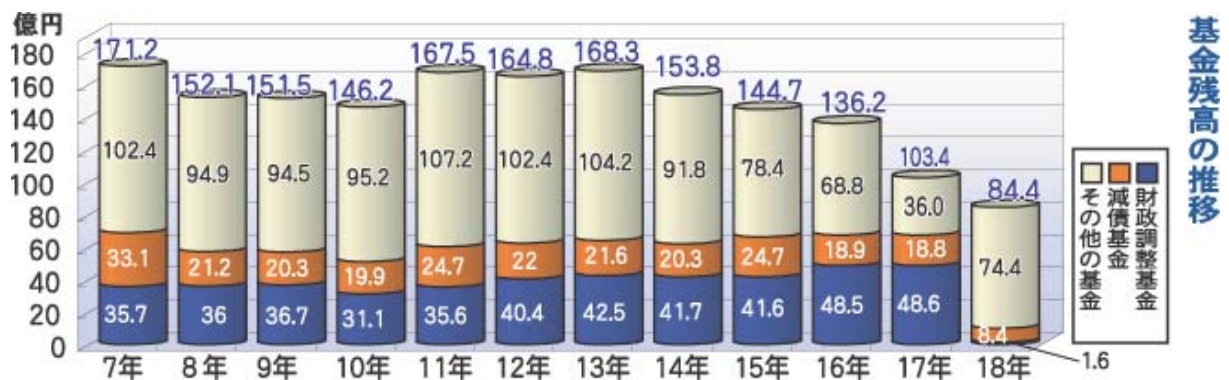
地方債(借入金)は、建設事業等に使う財源として借り入れを行っているものですが、その残高は、平成17年度で約642億2千万円、市民一人あたりになると47万9千円となります。また、借入金の返済に要する経費である公債費は、平成17年度で約70億8千6百万円となり、その割合である公債費比率は、17.3%となっています。

【参考】平成 16 年度 17.0%（全国平均 15.7%、県内平均 14.9%）



基金残高

平成 18 年度予算の内訳では、財政調整基金 1 億 6 千万円、減債基金 8 億 4 千万円、その他の基金 74 億 4 千万円となっています。その他の基金は、目的に応じ積み立てており、自由に使えるものではなく、そのうち、同年度に積み立てる地域振興基金 40 億円を含んでいます。



(2) 市町合併前の財源不足予想額

新市建設計画の財政シミュレーションや旧 1 市 4 町における過去の繰入金の状況等から試算すると、合併前においては、約 40 億円の財源が不足すると予測していました。

(3) 予想を超える財源不足額が生じた主な要因

国の三位一体の改革による影響額

国の三位一体の改革による影響額として、約 23 億円が不足する結果となりました。このことは、新市の行財政運営にとって、多大な影響を与えることになりました。主な要因としては、国庫補助金の廃止・縮減による公立保育所運営費負担金の一般財源化や児童扶養手当の財源措置縮減等で約 13 億 4

千万円が減額となり、一方、所得譲与税の税源移譲に伴い、約 8 億 6 千万円が新たに収入として増額となったものの、地方交付税では、約 18 億 1 千万円が削減されました。

合併調整等による影響額

合併後の事務事業の調整案を作成する基本的な考え方に基づいて、住民サービスは、高いところに、使用料や手数料などの受益者負担は低いところに調整したり、経過措置期間を設けたりした結果、約 2 億 2 千万円の財源が必要となりました。主なものとしては、以下のとおりです。

【内訳(主なもの)】

《歳入減》

ごみ袋手数料	約 6 千 9 百万円
保育所の保育料	約 9 千百万円

《歳出増》

長寿祝い金	約 4 千百万円
乳幼児医療	約 3 千百万円

新市発足による影響額

旧 4 町が合併して新市となることに伴うものとして、福岡県からの移管事務を実施することにより、約 4 億 6 千万円（生活保護扶助費を除く。）の財源が必要となりました。

【内訳(主なもの)】

《歳入減》

身体障がい者施設訓練等支援費(県負担金)	約 3 千 5 百万円
知的障がい者施設訓練等支援費(県負担金)	約 9 千万円

《歳出増》

児童扶養手当給付事業	3 億 1 千万円
------------	-----------

〔注〕影響額の内訳については、主なものを計上していますので、影響額と内訳の合計額とは差異が生じています。

行財政改革の基本的な考え方

1 行財政改革の必要性

少子高齢社会の急速な進展

わが国の合計特殊出生率(*2)は、平成 15 年に 1.29 と過去最低水準を記録しましたが、その後さらに減少し、平成 18 年は 1.25 となっており、人口減少社会が

予想を上回る速さで迫ってきています。一方、高齢化率(*3)は、平成 17 年においては 19.8%で、将来推計人口によれば、2020 年代には高齢化率が 28～29%に達し、10 人に 3 人が 65 歳以上の高齢者となり、超少子高齢社会の到来が予想されます。

飯塚市においても、平成 17 年の高齢化率は 22.4%となっており全国平均を 2.6 ポイント、後期高齢化率(*4)も、10.9%で全国平均を 2.0 ポイント上回り、全国平均を上回るペースで少子高齢社会が進展しています。

少子高齢社会の到来は、労働力人口(*5)の減少などによる経済的な影響や地域の活力の低下が懸念され、高齢者の医療・福祉の需要など社会的負担の増大への対応、子どもたちの健全育成、安心して子どもを生み育てる環境の整備等が求められています。

* 2 『合計特殊出生率』 1 人の女性が生涯にわたり生むと想定される平均出生児数

* 3 『高齢化率』 総人口に占める 65 歳以上の人口の割合

* 4 『後期高齢化率』 総人口に占める 75 歳以上の人口の割合

* 5 『労働力人口』 満 15 歳以上の生産年齢人口のうちで所得を得るために労働している者(就業者数)と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者(完全失業者数)の総数

地方経済の長期低迷と危機的な財政状況

わが国の経済は、バブル崩壊後、金融システムの信頼低下や個人消費の冷え込み等により長期の景気低迷を続けましたが、最近ようやく中央では緩やかな回復傾向が見受けられます。しかし、地方においては、個人消費が伸び悩み、未だに景気は低迷しているのが現状です。また、バブル崩壊後の負の遺産の処理等に伴い国・地方を通じた借入金総額は、平成 18 年度末には 775 兆円(政府見通し)に達する財政状況となっています。

こうした中で、国は社会・経済構造の抜本的な改革を目指す構造改革に取り組み、地域の自発性による構造改革を推進するための構造改革特区の創設を行うとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し、そして地方への税源移譲を三位一体の改革として推し進めています。

飯塚市においても、平成 17 年度決算で地方債残高約 642 億円という多額の債務を抱えた中で、長引く地方経済の長期低迷から市税収入が減少し、国の三位一体の改革に伴い地方交付税が削減され、また、社会経済情勢が大きく変化する中、市民ニーズの高度化・多様化や新たな課題など行政需要が増大し、本市の財政は極めて厳しい状況となっています。

安全・安心のまちづくりの提供

誰もが、安全に安心して生活できる地域づくりは、すべての市民が望む最重要課題です。少子高齢社会が急速に進展する中で、市民一人ひとりが健康で快適に生活でき、また、子育てや幼児教育の不安を払拭するためには、これまで以上に保健・医療・福祉・教育の連携強化や地域コミュニティの活性化を図り、誰もが安心して生活できる地域づくりを実現する必要があります。

また、近年は犯罪件数が増加傾向にあり、防犯体制の強化や防犯意識の啓発を図ることも重要な課題となっています。さらに、平成 15 年 7 月 19 日に飯塚市を襲った集中豪雨による大水害を教訓としてあらゆる災害や事故等を未然に防ぐ予防措置や発生した際の対応策を備えることが求められます。市民の生命及び財産を守ることは行政の重要な使命の一つであり、危機管理体制の強化を図る必要があります。

新市建設計画に基づくまちづくり

1 市 4 町合併協議会で策定された新市建設計画では、「人が輝き まちが飛躍する住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像として位置づけています。

今後は、市町合併のメリットを最大限活用し、行財政基盤の確立を図りながら、新市建設計画及び同計画を引き継ぐ「飯塚市総合計画(*6)」に基づくまちづくりを進めていくことが求められています。

* 6 『総合計画』市の将来を長期的に見通し、市の目指す目標と、それを実現するための基本的な方向を定めまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方をまとめたもので、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

合併に伴う新たな行財政需要の増大

市町合併は、市・町長、助役などの特別職の減による人件費の削減、行政サービスの統合整理や類似公共施設の統廃合等により経費節減につながるものですが、新市発足後、直ちに合併効果を引き出すものは限られています。また、福岡県からの移管事務(旧 4 町が合併して新市になることに伴うもの)、総合支所方式の採用、合併前からの各市町の懸案・継続事業の実施などにより歳出が大きく膨らんでいます。

その他

- ・ 本格的な地方分権の到来
- ・ 高度情報化社会の進展
- ・ 市民ニーズの高度化・多様化

2 大綱に基づく実施計画及び集中改革プランの策定並びに計画期間

(1) 大綱に基づく実施計画及び集中改革プラン(*7)の策定

この大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、実施計画及び集中改革プランを策定します。

(2) 計画期間

大綱及び実施計画(以下「大綱等」という。)の計画期間は、平成 18 年度を起点とし、平成 22 年度までを計画期間とします。

総務省の指針に基づいて策定する集中改革プランの計画期間は、平成 18 年度を起点とし、平成 21 年度までを計画期間とします。

大綱等については、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で随時見直しを図るものとします。

* 7 『集中改革プラン』 総務省が示した期間内に市町村が集中的に取り組む行財政改革に関する計画

3 数値目標

行財政改革を着実に推進するためには、定量的な目標を設定することが重要です。このため、本大綱では、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成 22 年度までに単年度収支が黒字となることを目標とし、具体的な数値目標については、できる限り実施計画及び集中改革プランにおいて設定します。

4 計画の推進体制と公表

市民の理解と協力のもとに、大綱等及び集中改革プランに基づく行財政改革を着実に推進するため、行財政改革の推進状況について、庁内の「飯塚市行財政改革推進本部」及び市政に識見を有する市民等で構成する「飯塚市行財政改革推進委員会」に適宜報告し、さまざまな立場と観点から意見・提言を求めるとともに、市の広報誌やホームページ等を通じて公表し、計画の実効性及び行政の透明性を確保します。

基本理念

新市建設計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を新しいまちづくりの目標とし、市民と行政とが共に手を取り、一緒に汗を流しながら、簡素で効率的な行政を進め、未来に向かって、市民と協働した新しい飯塚市を構築していくため、次の二つを行財政改革の基本理念とし

ます。

行財政の簡素化・効率化を図り、安定した行財政基盤の確立

市民と行政が協働した自主・自立したまちづくりの推進

基本方針

行財政改革の基本方針を次のように定め、総合的かつ計画的に行財政運営を推進します。

行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立

地域の個性・特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保

市民の視点に立った行政サービスの推進

市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築

分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立

推進項目

1 行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立

(1) 財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進

全事務事業のゼロベースからの見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政の責任分野を見直すとともに、現状にそぐわない事務事業、行政関与の必要性が低く民間に任せるべき事務事業、経費に比較して行政効果の低い事務事業、緊急性の乏しい事務事業等についてはもとより全事務事業のゼロベースからの見直しを図る必要があります。今後は、行政効率や効果の観点から、事務事業を実施する場合は、目標を掲げ、事業完了後には必ず検証・評価を行い、その結果を次の業務に反映させ、縮小、廃止、選択等も含め事務事業継続の必要性について検討します。

民間の経営手法を取り入れた事務事業の効率化・重点化

行政運営においても民間企業と同様に、スピード、目標志向、コスト意識等を徹底し、緊急度・優先度・必要性等を考慮した事務事業の選択、事務手続きの改善、情報通信技術の推進等により事務事業の効率化・重点化を図ります。

補助金等の整理合理化

各種団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、公平性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。

そのため、既設の補助金等については、終期の設定や目標を設定し、検証・評価を行い、不断の見直しなどを行います。

また、補助金等の新設は極力抑制するとともにやむを得ず新設する場合もその必要性、効果などを精査のうえ、終期を明記し絶えず見直しを行います。さらに、補助金交付団体に対しては、自助努力を促すとともに補助金の使途の透明性の向上と有効活用を図るよう指導します。

歳入の確保

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の観点から、市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入（以下「市税等」という。）などの確保にあたっては、課税等客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は、納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税者等の納税等意欲を減退させることになるので、負担の公平性の観点から徴収と滞納整理等に積極的に取り組むことにより、収納率の向上を図りながら、自主財源の確保に努めます。

また、遊休市有地の売却に積極的に取り組むとともに、公の施設使用料、手数料等税外収入の見直しについては、本市の財政状況を考慮した中で、県内及び類似自治体と比較しながら改定額、改定期期、改定サイクル等を早期に検討します。

公共工事

(ア) 公共工事コストの縮減

公共工事については、地域の実情等を勘案しつつ、国における「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に沿って、従来から取り組んできた工事費の縮減だけでなく、工事期間の短縮や施設の品質向上、環境負荷の低減等を図りながら、工事の効率性を高め、長期的なコスト低減を含めた総合的なコストの縮減に努めます。

(イ) 入札・契約の適正化

公共工事の入札・契約に対する信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針」により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取り組みを進めます。

行政評価制度の導入

新たな事業に着手する前や事業が完了した後に、事務事業の効率性（費用対効果）、有効性（目標達成度）を具体的な指標で客観的に分析・評価し、今後の事務事業の見直しや優先施策・重点施策の検討に役立てるため、行政評価システムを導入します。

公会計の整備

企業会計の考え方を活用した財務書類（バランスシート、行政コスト計算書等）の導入を図り、資産・債務の管理等に必要な公会計の整備の推進に取り組めます。

(2) 民間委託等による民間活力の活用

民間委託等の推進

行政需要が多様化し増大している今日、行政コストとサービスを考慮した中で、質の高い行政サービスを提供するため、行政が受け持っている事務事業のうち、行政としての役割を終えたものについては廃止を進めるとともに、事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から総点検を実施し、サービスの質を維持するうえで委託化の可能性について検証します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じます。

また、委託した事務事業についての行政としての責任を果たしえるよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じます。

指定管理者制度(*8)の活用

公の施設の管理運営に関しては、合併協議会で策定した「公の施設に係る指定管理者制度導入に向けての取組方針」に基づき、全施設について導入の検討を行い、導入可能な施設については、すでに平成 18 年度から指定管理者制度に移行しているが、その他の施設についても、管理のあり方について再度検証を行い、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営方法が期待される施設については、早期の導入を図ります。

なお、すでに指定管理者制度を導入している施設についても、行政サービスの向上、管理コストの削減等制度本来の趣旨に合致しているかなどの視点から再評価し、必要があれば委託内容の変更を検討します。また、効果の乏しい施設については、直営との対比を含め、委託内容の改善等について検討します。

- * 8 『指定管理者制度』 民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人その他の団体（指定管理者）が行う制度です。

P F I (*9)手法（民間活力による社会資本整備手法）の適切な活用の検討
公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、P F I手法の導入を検討します。

- * 9 『P F I』（Private Finance Initiative の略） P F Iとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコストの削減が望めるため、行政側としては新たなサービスの導入に力を割くことができる。日本では、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I法）」が制定されています。

市場化テスト(*10)（公共サービス改革法）の実施の検討
国、地方公共団体が実施する公共サービスに関して、民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が平成18年7月7日に施行されましたが、法律の趣旨を勘案して、市場化テストの実施を検討します。

- * 10 『市場化テスト』 これまで行政が行うこととされてきた公共サービスについて、行政と民間事業者の双方が対等な立場で競争入札を行い、実施者を決める仕組み（官民競争入札制度）をいいます。

(3) 公共施設の統合整理及び有効活用等 **公共施設の統合整理等**

合併により増加した生涯学習・文化施設、スポーツ施設、保健福祉施設等の公共施設については、必要性・効率性・有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設の統合・廃止、

他施設(用途)への転用を積極的に進めるとともに、民間と競合する施設については民間譲渡等を含め検討します。

公共施設（空きスペース等）の有効活用

合併や少子化の急速な進展などに伴い、支所などの公共施設（小・中学校の空教室などを含む。）では、空きスペースなどが生じており、少子高齢対策のための各種事業や生涯学習活動などのための施設の有効利活用を検討します。

公共施設のサービス向上

市民の利用希望の多い公共施設は、要望内容、利用実態、利便性、費用対効果等を検討し、可能な限り、開館日の拡大、開館時間の延長、実施事業の改善など利用者の側に立った弾力的な対応を念頭に、柔軟に幅広い角度から検討を行い、効果・効率的な施設運営に努めます。

(4) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保などに努めるとともに、事務事業の簡素・効率化、指定管理者制度・PFI事業・民間委託等の民間的経営手法の導入の推進、給与及び定員管理の適正化に努めるなど経費の節減合理化を図り、経営の健全化に向けた財務体質の改善を図ります。

また、計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中長期経営計画の策定、行政評価の実施、積極的な情報公開などに取り組みます。

(5) 外郭団体等(*11)（地方公社、一部事務組合、第3セクター(*12)など）の経営の健全化

外郭団体等については、社会経済情勢の変化などを念頭におき、独立した団体としての自立性を高め、質の高いサービスを提供するため、業務内容、活動実績、運営状況などの現状を把握し、設立目的に照らしながら、業務の効率化など改善の観点から将来のあり方について検討を行い、実情に応じ整理・統合などを行います。

なお、運営にあたっては、自助努力による経営の独立性を基本とし、長期的視野にたって、職員の適正配置（派遣の見直しを含む。）組織・機構の簡素・合理化、職員給与・手当の適正化を行うとともに情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図ります。

*11 『外郭団体等』 国や市町村などの行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を補完・代行する団体をい

います。

*12 『第3セクター』 市町村などが出資等を行っている社団法人及び財団法人並びに商法法人をいいます。

2 地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保

(1) 地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保

高齢者や有識者等の人材活用

大学、産業支援機関などの人材を十分に活用し、新産業創出や地場産業の活性化につなげる施策の展開を図るとともに、地域の高齢者や専門的な知識・技術を有する人的資源(人材)を掘り起こし、子どもの健全育成、生涯学習、環境保全活動等に積極的に参画していただくボランティア活動を通じた人材バンクシステムを構築します。

豊かな自然や歴史・文化的遺産の保護と活用

地域の持つ豊かな自然、歴史・文化的遺産、観光資源、また、地域のまつりイベントなどについて積極的に情報を発信し、「行ってみたい・見てみたい・住んでよかった・住んでみたいまち」を目指して、歴史と文化の薫る明るいまちづくり施策を展開します。

行政サービスの統一・平準化

合併時に調整できなかった旧市町間の不均一な事務事業、地域間格差が生じている行政サービスについては、早い時期に統一・平準化することが重要な課題であり、合併協議会での議論を念頭に置きながら、地域の実情等も勘案し、市民に情報提供を行い、理解を得ながら早期の改善を図ります。

3 市民の視点に立った行政サービスの推進

(1) 便利でわかりやすいサービスの提供

窓口サービスの向上(市民への適切な対応)

窓口(電話による対応を含む。)は、市役所と市民の接点であり、窓口業務の適切な対応、そして市民に親しまれる窓口サービスが求められている。市民への対応時には、あいさつはもとより、その申請・相談・要望には、親切、丁寧、正確、迅速、公平を旨として、市民に納得していただけるサービスを提供します。

わかりやすい事務手続きの推進

市民の立場に立った誠実な対応に徹し、わかりやすい事務手続きの推進と手続きの簡素化・迅速化に努めるとともに、市民向けの文書や市民との対話において、いわゆる「役所ことば」の改善を徹底します。

行政サービスの情報化の推進

電子自治体(*13)を推進することにより、市民が申請・届出のため窓口へ出向くことを極力少なくするほか、行政サービスの内容説明、手続方法などをわかりやすく市のホームページで提供するなど市民サービスの向上を図るとともに、業務改革を推進します。

*13『電子自治体』 インターネットや市内LANなどのネットワークを利用し、事務手続の簡素化や意思決定の支援ができるように構築されたシステムをいいます。市民が窓口で足を運ばなくてもインターネットにより申請や届出等の手続きが可能となるなど、電子決裁や文書管理システムにより、事務量や人員、経費の削減が期待できます。

4 市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築

(1) 人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進

市民との協働の推進と地域コミュニティの活性化

あらゆる人が平等で人権が尊重され、活力と魅力にあふれた地域社会を築くため、市民、自治会などのコミュニティ団体、ボランティア団体、NPO、企業、大学など多様な主体と対等の関係に立って、協力しあい、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、市が協働を期待する分野を明らかにし、市民活動団体の育成・支援や地域コミュニティの活性化に努め、協働のためのシステムを構築します。

市民の参画機会の拡充

市が設置する審議会、協議会等に幅広い市民の参加を求め、市民の声を政策形成過程に生かすとともに、市民が施策・事業の実施に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

パブリック・コメント(*14)（市民意見募集手続）制度の導入

計画や事業などの立案、原案段階において、広く市民の意見を受け入れ、これを成案に反映していくパブリック・コメント制度の導入を図ります。

(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進

情報公開及び個人情報保護制度の充実

本市の情報公開条例の的確な運用に努めるとともに、個人情報保護条例の適正な運用によるプライバシーの保護に最善の配慮をしながら、情報の積極的な公開及び提供に努めます。

監査機能等の充実強化

本格的な地方分権を迎え、行政の説明責任が増大するなか、適正で効率的な行政運営を確保し、市民の信頼と負託に応えるため、監査機能の充実強化に取り組みます。

市民への情報提供等の充実

市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を図っていくために、施策・事業の取組内容や進捗状況など行政情報を市広報誌やホームページなどの様々な媒体により提供していきます。

また、各種会合の活用や出前講座の実施などを積極的に活用し、行政の考え方を市民に説明する機会を拡大していきます。

審議会等附属機関の見直し

審議会等の附属機関は、行政の専門知識を補い、公正の確保を図るとともに、市民の行政への参加や透明性の確保を図る重要な手段であり、有識者や市民の幅広い意見を行政に反映する機関として設置されるものでありますが、委員構成、委員数、選出団体等については、これまでの慣例・先例にとらわれず、効率かつ実効ある審議・審査等ができる機関として女性委員、公募委員の登用拡大、委員定数の見直し、設置目的が類似又は達成している審議会等の統廃合などについて検討を行い適正化に努めます。

*14 『パブリック・コメント』 行政の意思決定過程において、広く市民に素案を公表し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う制度です。

5 分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立

(1) 時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築

急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中で行政には、新たな行政課題に積極的に取り組み、多様・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、市民との連携・協働に即応できる柔軟で効率的な組織・機構を構築し、本市自らの権限と責任のもと、本市固有の事情や地域特性に応じた市民本位の政策展開ができるよう、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る政策

主導型組織体制の構築を図ります。

(2) 組織のフラット化(*15)と庁内分権の推進

市民ニーズの迅速な対応やスピーディな意思決定の観点から、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制について検討を進めます。

また、権限の移譲などによる事務処理・意思決定の迅速化、責任の明確化、さらに職員の主体性の発揮や組織編制・人員配置を機動的・弾力的に行うことができるような体制づくりに努めます。

(3) 定員管理及び給与の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら「よりよいサービスをより早く、より効率よく、より効果的に」市民に提供することを前提に適正化に取り組みます。

そのため、抜本的な事務・事業の整理、組織の効率化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、情報通信技術の推進、地域協働の取り組みなどを通じて、職員数の削減に取り組みます。

特に、合併に伴い総合支所方式を採用しましたが、事務事業の量に応じた職員の適正配置等に未だ課題があることから、事務事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の効率化、一層の定員管理の適正化に努めます。

また、給与制度については、職員の能力・実績を重視した給与システムの導入の検討を行い、諸手当等についても社会情勢等を考慮しながら早期の見直しを検討します。

*15 『組織のフラット化』 多くの階層の組織をなるべく少ない階層に見直し、意思決定の過程の簡素化を図るものです。

(4) 職員の意識改革と人材育成

意識改革

職員一人ひとりが、市民へのサービスの提供者として、また、地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう意識改革を進めます。

また、行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、市民の期待と要望に応えていこうとする職場風土を醸成していきます。

人材育成

地方分権が進展し、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行政運営が求められており、職員一人ひとりが政策形成能力をより一層磨き、時代の要請に対応して、自覚と責任をもって施策を遂行しなければなりません。そこで平成18年8月に策定した人材育成基本計画に基づいて、長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を効果的に推進するとともに、幅広い見識を養うため、民間企業及び国、県等他自治体との人事交流を推進します。

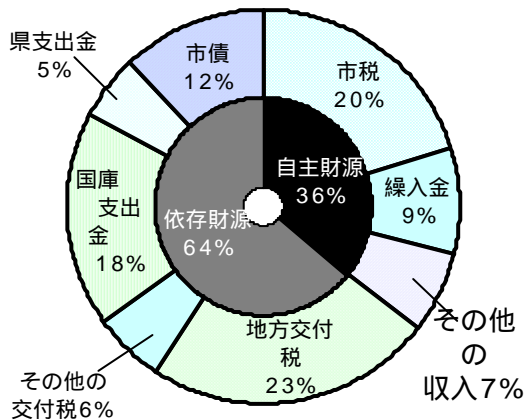
人事制度の確立

職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境の実現のため、これまでの年功序列型の人事制度から、能力や業績評価に基づく人事管理の土台として、客観的で公平性や透明性の高い実効性のある新たな人事制度を早急に整備します。

資料

平成 18 年度一般会計予算

歳入 614 億 900 万円

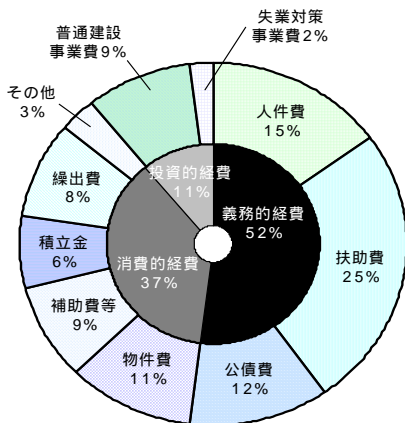


単位: 百万円

自主財源	市税	12,445
	繰入金	5,298
	その他の収入	4,057
依存財源	地方交付税	14,450
	その他の交付税	3,660
	国庫支出金	10,991
	県支出金	3,127
	市債	7,381

〔注〕 自主財源の繰入金 52 億 9 千 8 百万円は、歳入不足を補うために財政調整基金などから繰入れしたものです。

歳出 614 億 900 万円



単位: 百万円

義務的経費	人件費	9,170
	扶助費	15,532
	公債費	7,208
消費的経費	物件費	6,468
	補助費等	5,248
	積立金	4,011
	繰出金	5,208
	その他	1,954
投資的経費	普通建設事業費	5,358
	失業対策事業費	1,252

飯塚市行財政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
上 野 経 世	飯塚商工会議所専務理事	委 員 長
出 水 薫	九州大学大学院法学研究員教授	副委員長
赤 間 秀 樹	民間事業者、飯塚青年会議所副理事長	
太 田 瑞穂子	民間事業者、飯塚女性ネットワーク代表、 飯塚市教育委員	
大 塚 洋 一	筑豊地域づくりセンター理事長、旧九州経 済調査協会常務理事、飯塚市公平委員	
大 坪 輝 美	税理士	
栗 林 隆	中小企業診断士、社会保険労務士	
新 開 昭 彦	飯塚信用金庫理事長	
中 西 一	佐賀大学経済学部地域政策大講座助教授	